

第3号議案

入会金及び会費に関する規定の一部改正について

本協会の財政基盤強化策の一環として、会費を引き上げることとし、一般社団法人秋田県産業資源循環協会入会金及び会費に関する規定第3条に規定する会費を次のとおり改正するため、定款第14条第1項第7号の規定に基づき総会の承認を得ようとするものです。

会費の新旧対照表

会員別		改正後	現行
正会員	収集・運搬	80,000円	62,000円
	中間処理	100,000円	82,000円
	最終処分	120,000円	106,000円
	排出事業者等	変更なし	60,000円
賛助会員		変更なし	60,000円

一般社団法人秋田県産業資源循環協会 入会金及び会費に関する規定

改正後	現行
<p>(会費)</p> <p>第3条 会費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>法律に基づく産業廃棄物処理業許可のうち</p> <p>ア 収集・運搬 年額 80,000円</p> <p>イ 中間処理 年額 100,000円</p> <p>ウ 最終処分 年額 120,000円</p> <p>排出事業者等 年額 60,000円</p> <p>ただし、年度途中で正会員の区部を変更したときは、次の区分による。</p> <p>(ア) 当該年度の4月から9月末までに変更したとき 変更後の年額</p> <p>(イ) 当該年度の10月から3月末までに変更したとき 変更前の年額</p> <p>(2) 賛助会員 年額 60,000円</p>	<p>(会費)</p> <p>第3条 会費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>法律に基づく産業廃棄物処理業許可のうち</p> <p>ア 収集・運搬 年額 62,000円</p> <p>イ 中間処理 年額 82,000円</p> <p>ウ 最終処分 年額 106,000円</p> <p>排出事業者等 年額 60,000円</p> <p>ただし、年度途中で正会員の区部を変更したときは、次の区分による。</p> <p>(ア) 当該年度の4月から9月末までに変更したとき 変更後の年額</p> <p>(イ) 当該年度の10月から3月末までに変更したとき 変更前の年額</p> <p>(2) 賛助会員 年額 60,000円</p>